

男女共同参画社会

を考える情報誌

ききょうフォーラム通信



4月から「伊勢原市男女共同参画推進サポーター制度」を開始しました

多様な主体との連携・協働により男女共同参画を進めていくために、男女共同参画社会づくりに関する活動を行う意欲のある団体や個人を募集しています。サポーターには男女共同参画に関する情報を適宜提供するほか、サポーター同士の情報交換会(男女共同参画推進サポーター会議)を行います◇申込方法など、詳しくは市ホームページ「くらしのガイド」→「男女共同参画」、または右のQRコードからご覧ください



市ホームページ

主な活動内容

◆市が行う男女共同参画の推進に関する事業の企画及び運営への協力

◆男女共同参画の理解を深めるための啓発活動

応募資格

男女共同参画を推進し、または推進に関心のある、次の要件を満たす個人または団体。

◆市内に在住、在勤、もしくは在学している個人
または市内に所在している団体

◆制度の趣旨に賛同する個人または団体



男女共同参画に関心のある企業も申込可能です

女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場づくりにもむけ、積極的に取り組んでいる企業についても募集しています◇取組内容を市ホームページで紹介することも可能です

取組事例

◆女性の能力活用や管理職などへの登用などに積極的に取り組んでいる

◆仕事と家庭生活などとの両立に積極的に取り組んでいる

◆男女がともに働きやすい職場環境の整備を推進している

◆女性が企画又は開発に貢献した商品(物品・サービス)がある



男女共同参画推進サポーターの募集チラシ

男女共同参画トピックス

「きめ細やかな支援」により「寄り添って支える」女性支援新法

－「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました－

女性をめぐる課題は、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻、生活困窮など複雑化・多様化・複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法(昭和32年



裏面に続く

4月1日施行)から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するため、新たな女性支援の根拠法として、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)が施行されました。

目的 日常生活や社会生活において女性は、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多くあります。困難な問題を抱える女性の福祉増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して自立した暮らしができる社会の実現に寄与することを目的としています。

対象者 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性と、そのおそれのある女性。



基本理念

◆困難な問題を抱える女性が、自分の意思を尊重されながら、抱えている問題、その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられて、その福祉が増進されるように、発見、相談、心身の健康回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供できる体制を整備すること◆関係機関及び民間団体の協働により、支援が早期から切れ目なく実施されるようにすること◆人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資すること

「困難を抱えた女性への支援とは-現状と課題-」をテーマに男女共同参画講座を開催しました

厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」構成員である城西国際大学福祉総合学部の堀千鶴子教授を講師に招き、法律施行前の令和6年3月9日に市民文化会館リハーサル室で男女共同参画講座を開催しました。当日は、困難を抱える女性の現状やその状況に至った背景、女性支援新法と売春防止法の違いなどに対する理解を深めるとともに、以下に掲げる法律のポイントについて丁寧に解説していただきました。なお、厚生労働省の女性支援特設サイト「あなたのミカタ」では、堀教授に



講義終了後には活発な質疑応答が行われました



あなたのミカタ

による法律の解説が掲載されています◇左のQRコードからご覧いただけます

基本方針・計画 全国どこでも必要な支援を受ける体制を整備する観点から、国が支援に関する基本的事項を記載した基本方針を作成する。また、地域特性を考慮しながら、都道府県が地域のニーズに応じた施策内容等を記載した基本計画等を作成する。

行政の責務 国・自治体は困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記する。

支援調整会議 自治体、関係機関、民間団体等で必要な情報交換や、支援内容の協議等を行う場の設置を行い、より適切な支援に向け、連携・協働した支援を実施する。

編集

伊勢原市男女共同参画推進サポーター

発行

伊勢原市人権・広聴相談課
人権・男女共同参画推進係
伊勢原市田中 348
電話:0463-94-4716(直通)
FAX:0463-92-9009
E-mail:jinken@isehara-city.jp

【編集後記】

日本を代表する女性福祉・婦人保護の研究者・堀千鶴子さんの講座が昨年の3月に伊勢原で行われました。この貴重な機会を目にしようと、多くの方が参加しており、女性支援新法に対する関心の高さが分かりました。

新しい法律の理念を正しく理解し、困難を抱えた女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らせる社会の実現を目指すことが大切だと改めて感じました。